



報道関係者 各位

令和7年4月8日（火）

【照会先】

福井労働局職業安定部職業対策課

課	長	横山克行
課長補佐	幸道秀暢	
地方障害者雇用担当官	柿野敦子	
電	話	0776(26)-8613

障害者雇用に優良な事業主として 『社会福祉法人 大野和光園』を認定 ～福井県第3号、奥越地域では初めての認定～

福井労働局（局長 石川良国）は、このたび「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下、もにす認定制度）の福井県内第3号の認定を行いました。

つきましては、第3号認定事業所の「社会福祉法人 大野和光園」に対する認定
通知書交付式を下記のとおり行います。

※当日の取材をお願いします。

認定通知書交付式

- 日時： 令和7年4月17日（木） 11時00分～
- 場所： 社会福祉法人 大野和光園 篠座会議室
（大野市篠座79-11）
- 認定企業： 社会福祉法人 大野和光園

もにす認定制度は、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月より実施しています。

- ◆ 認定企業が、障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取組の一層の推進が期待されます。



認定マーク もにす

※共に進む（ともにすすむ）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

“すべてはその人のために”

社会福祉法人 大野和光園



社会福祉法人

大野和光園

- 所在地 ; 大野市篠座 79-11
- 代表者 : 理事長 砂子 三郎
- 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数: 182.5 名
(障害者数: 7.5 名) **実雇用率: 4.11%**
- 事業概要: 介護サービス業



- 職員にとって働きやすい職場であることや福利厚生制度が充実していることから、在籍している障害者の平均勤続年数が約 13.8 年 (うち半数が勤続年数 10 年以上) となっている。
- 就業規則において、障害者を含め全職員が利用できる時間単位の年次有給休暇制度や病気休暇制度を整備しており、いずれの制度も障害者の活用実績がある。
- 障害者を含め全職員に適用される昇級・昇格・賞与に関する基準を整備し、法人内で公開しており、障害の有無や特性に影響されることのない基準で適用している。

- 法人基本理念の「すべてはその人のために」は、ご利用者様、ご家族、職員、連携機関、地域、関わるすべての「人のために」、感謝と愛をもって考え行動することが、私たち「大野和光園」の原点である。
- 障害、難病のある方など、雇用促進・職場定着に取り組んでいる。定期的な面談、満足度調査を行い、ご本人だけでなくチームスタッフからの声を管理職と共に両立支援コーディネーターが調整し職場づくりを推進している。



障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		②人材面	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑫定着状況	特に優良	6点
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点				優良	4点
			優良	1点				良	2点
		④職務選定・創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点				優良	4点
			優良	1点				良	2点
		⑦募集・採用	特に優良	2点	成果関係の合格最低点				6点 (満点24点)
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑨キャリア形成	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点			⑰質的側面	特に優良	2点
		⑩その他の雇用管理	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点				2点 (満点6点)
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)	合計の合格最低点				20点 (満点50点)

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。